

## 肝炎治療医療費助成申請に係る診断書を記載する医師について

肝炎治療医療費助成申請に係る診断書を記載する医師は、下記の要件を満たし県に登録した医師となります。

### 1 新規登録の要件

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 医師免許取得後5年以上であること
- (2) 直近1年以内に、病診連携を含めてウイルス性肝疾患に対する抗ウイルス治療に携わっていること。
- (3) 兵庫県肝疾患診療連携拠点病院の実施する医師の要件に該当すると県が指定した研修会に、直近1年以内に1回以上参加していること。
- (4) 以下の協力義務に対応すること
  - ア 国・県が実施する肝炎対策事業（治療結果報告等）に協力すること
  - イ 県の広報（ホームページ等）への公表を承諾すること
  - ウ 県・拠点病院からの肝炎に関する情報を受信し、把握共有すること
  - エ 肝炎患者への診療、説明、医療費助成手続きに関しては、遅滞なく行うこと

### 2 更新登録の要件

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 引き続き病診連携を含めてウイルス性肝疾患に対する抗ウイルス治療に携わっていること。
- (2) 登録日（登録期間が更新されている場合は直近の更新日）以降、1名以上の患者の診断書を記載し助成が認められていること、または他の医療機関で助成が認められた患者の当該助成に関する治療に携わっていること。
- (3) 登録年度（登録期間が更新されている場合は直近の更新年度）以降、3回以上兵庫県肝疾患診療連携拠点病院の実施する医師の要件に該当すると県が指定した研修会に参加していること。ただし、登録年月日以降の研修会に限る。
- (4) 協力義務に対応した実績を有すること。

### 3 登録の方法、有効期間

#### (1) 新規登録

新規登録は医師からの申請に基づき県が行います。

有効期間は新規登録後3回目に到来する3月31日までとします。（最大3年間）

直近の有効期間の終了日以降1年以内に登録申請する場合は、更新登録の要件を満たす必要があります。

#### (2) 更新登録

既に登録している医師が引き続き登録する場合は、有効期間の終了前の1年間に医師からの申請を受け付け、県が更新登録します。

更新登録の有効期間は3年間とします。

### 4 登録の消除

肝炎治療医療費助成申請に係る診断書を記載する業務を行わないこととなった場合は、速やかに県に届け出ていただき、県は、これに基づき当該医師の登録を消除し、ホームページ等による公表情報からも削除します。

### 5 その他

社団法人日本肝臓学会認定肝臓専門医については、要件を満たしているものとしますので、登録申請は不要です。